

「はまっ子ふれあいスクール」チーフパートナーの運営費の着服について

- はまっ子ふれあいスクール（以下「はまっ子」という）の現場責任者である前チーフパートナー（52歳 女性）が、平成 20 年度から平成 22 年度の 3 年間に渡り、「はまっ子」の運営費 2,768,102 円を着服していたことが判明しました。
- 当該「はまっ子」は中区 山元小学校内にあり、運営費は本市が「はまっ子ふれあいスクール運営委員会」に委託料として支払っていたものです。
- 前チーフパートナーは、平成 18 年 4 月から運営委員会に雇用されていましたが、11 月 11 日をもって解職しました。
- 監査のためにこども青少年局が訪問した際、前チーフパートナー本人からの申し出により発覚し、通帳・出納簿等の書類を精査した結果、委託料からの一部着服を確認しました。
- 毎年度実施していた運営委員会の内部監査では、前チーフパートナーが通帳の写しのみを提出していたため、発覚に至りませんでした。
- 前チーフパートナーは、運営委員会に対して一部を返還しており、残りの分についても速やかに返済する確約を得ています。

1 委託料の一部の着服

(1) 着服金額

2, 7 6 8, 1 0 2 円（平成 20 年度～平成 22 年 11 月 8 日）

(2) 着服状況

年度	金額
平成 18 年度	—
平成 19 年度	—
平成 20 年度	185,997 円
平成 21 年度	547,169 円
平成 22 年度	2,034,936 円

合計 2,768,102 円

(3) 着服の詳細

ア 「はまっ子」運営委員会の口座から委託料の一部を無断で引き出し、着服しました。

イ 過去の領収書の改ざん等により、あたかも物品を購入したように装い、不正支出した金額を着服しました。

2 経過

(1) 発端

○11 月 9 日

こども青少年局が監査のために訪問した際、前チーフパートナー本人から、委託料の一部着服について申し出があり、発覚しました。

その後、監査を実施した結果、委託料からの一部着服を確認しました。

(2) こども青少年局放課後児童育成課の対応

○11 月 9 日

当該「はまっ子」から当課に帳票類を搬送し、5 か年度（平成 18 年度～平成 22 年度）の通帳・出納簿・領収書等の照合を実施（11 月 11 日まで）

○11 月 10 日及び 11 日

前チーフパートナーから事情聴取。返還額と返還方法を確認。

当該運営委員会に本市の調査結果に基づき、対応を協議。

3 動機等

前チーフパートナー本人は「大変申し訳ないことをしました。借入金の返済で家計が苦しくなり、生活費や医療費等に充てました」と述べています。

運営委員会は、「このような不祥事を起こし、児童・保護者をはじめとする皆さまにご迷惑をおかけしたことを、心よりお詫び申し上げます」と謝罪しています。

4 再発防止策

(1) 全「はまっ子」運営委員会に対し、年内中に通帳本体と出納簿の金額の照合及び報告をさせるとともに、厳正な監査の実施について、注意喚起を行います。また、全チーフパートナーを召集し再発防止の研修を実施します。

なお、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブについても同様に行います。

(2) 本件は、委託料の口座の印鑑と、「はまっ子」作成文書への押印等の日常使用する印鑑が同一であったこと、それを同一人物が管理していたことに起因しています。今後は、印鑑を銀行専用印に改めるとともに、通帳と印鑑を別の者が保管するように改めます。

5 これまでの不正防止に向けた取り組み

(1) 運営委員会の内部監査

毎年度、運営委員会で委託料の収支・決算状況の監査を行っていました。

(2) 定期監査の実施

定期的に実地監査を行っていました。

(平成 19 年度までは 1 か所の「はまっ子」に対し、5 年に 1 回程度。平成 21 年度からは 3 年に 1 回程度)

(3) 特別監査の実施（実施時期：平成 20 年 5 月から 11 月）

実地監査未実施の 192 か所を対象に特別監査を行いました。（監査対象：平成 18 年度、19 年度委託料）

延べ 27 か所の「はまっ子」に処理ミスや理解不足による計算誤り等がありましたが、いずれも不正や故意によるものではありませんでした。

(4) 提出書類の見直し

決算書や委託金資金計画表（収支実績の経過表）に加え、通帳の写しを提出書類とし、チェックをよりいっそう強化しました。（平成 20 年度分から）

(5) 出納簿や勤務実績書類（アシスタントパートナーの謝金受領簿）等のシステム化

出納簿のシステム化（運営委託料管理システム）により、計算ミスを防ぐとともに、内部監査を実施しやすくしました。

また、アシスタントパートナーの謝金受領簿については、システムでの作成により、チーフパートナー・アシスタントパートナー間の相互牽制作用を機能させることで、不正作成を防止できるようにしました。（平成 20 年 7 月から）

お問い合わせ先
こども青少年局放課後児童育成課 担当課長 持田 敏 Tel 045-671-3276